

完了検査チェックシート（建築設備）

申請建築物に該当しない項目は、チェック欄を斜線で消してください。

(い)		(ろ)		工事監理者 チェック欄	
		図書の種類	記載事項	目視 確認	動作 確認
法第28 条	第2項から第4 項まで	確認申請書	延べ面積		
		各階平面図	居室に設ける換気のための窓その他の開口部の位置及び面積		
			給気機又は給気口の位置		
			排気機若しくは排気口、排気筒又は煙突の位置		
			かまど、こゝろその他設備器具の位置、種別及び発熱量		
			火を使用する室に関する換気経路		
		二面以上の断面図	給気機又は給気口の位置 排気機若しくは排気口、排気筒又は煙突の位置		
		床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式		
		換気設備の仕様書	換気設備の有効換気量		
			中央管理方式の空調設備の有効換気量		
		換気設備の構造詳細図	火を使用する設備又は器具の近くの排気フードの材料の種別		
		令第20条の3第2項第1号口に係る認定書の写し			
法第28 条の2	第2号	法第28条の2第2号に係る認定書の写し			
		各階平面図	申請に係る建築物が法第3条第2項の規定により法第28条の2（令第137条の4の2に規定する基準に係る部分に限る。）の規定を受けない建築物である場合であつて当該建築物について増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この項において「増築等」という。）をしようとするときにあつては、当該増築等に係る部分以外の部分について行う令第137条の4の3第3号に規定する措置		
	各階平面図	給気機又は給気口及び排気機又は排気口の位置			
		外壁の開口部に設ける建具（通気ができる空隙のあるものに限る。）の構造			
	使用建築材料表	内装の仕上げに用いる建築材料の種別及び面積			
		内装の仕上げの部分の面積に、内装の仕上げに用いる建築材料の種別に応じ令第20条の7第1項第4号の表の（1）項又は（2）項に定める数値を乗じて得た面積の合計			
	有効換気量又は有効換気換算量を算定した際の計算書	有効換気量又は有効換気換算量及びその算出方法			
		換気回数及び必要有効換気量			
	各階平面図	中央管理室の位置			
		令第20条の7第1項第2号の表及び令第20条の8第2項に規定するホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる居室の構造方法			
	床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式			
	換気設備の構造詳細図	令第20条の7第1項第2号の表及び令第20条の8第2項に規定するホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる居室の構造方法			
		令第20条の8第1項第1号イ（3）、ロ（3）及びハに規定するホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる換気設備の構造方法			
			令第20条の7第1項第2号の表に係る認定書の写し		
			令第20条の7第2項に係る認定書の写し		
			令第20条の7第3項に係る認定書の写し		
			令第20条の7第4項に係る認定書の写し		
			令第20条の8第1項第1号ロ（1）に係る認定書の写し		
		令第20条の8第1項第1号ハに係る認定書の写し			
		令第20条の8第2項に係る認定書の写し			
		令第20条の9に係る認定書の写し			
第1項	確認申請書	都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等			
		その他の区域、地域、地区又は街区（下水道処理区域の内外の別、改良便槽としなければならない旨の規定が条例で設けられている区域の内外の別）			
	配置図	排水ます及び公共下水道の位置			
確認申請書	その他の区域、地域、地区又は街区（下水道処理区域の内外の別）				
	用途				

法第31条	第2項	配置図	浄化槽の位置及び当該浄化槽からの放流水の放流先又は放流方法		
		床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式		
		浄化槽の仕様書	浄化槽の汚物処理性能		
			浄化槽の処理対象人員		
			浄化槽の処理方式		
		浄化槽の各槽の有効容量			
		浄化槽の構造詳細図	浄化槽の構造		
法第31条第2項に係る認定書の写し					
令第35条第1項に係る認定書の写し					
法第32条	各階平面図	常用の電源及び予備電源の種類及び位置			
		非常用の照明装置及び予備電源を有する照明設備の位置			
	電気設備の構造詳細図	受電設備の電気配線の状況			
		常用の電源及び予備電源の種類及び構造			
		予備電源に係る負荷機器の電気配線の状況			
		予備電源の容量及びその算出方法			
ガス漏れを検知し、警報する設備（以下「ガス漏れ警報設備」という。）に係る電気配線の構造					
法第33条	確認申請書	建築物の高さ等			
	付近見取図	建築物の周囲の状況			
	配置図	建築物の各部分の高さ			
	二面以上の立面図	建築物の高さが20メートルを超える部分			
		雷撃から保護される範囲			
		受雷部システムの配置			
	二面以上の断面図	建築物の各部分の高さ			
	地盤面算出表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ			
		地盤面を算定するための算式			
	小屋伏図	受雷部システムの配置			
避雷設備の構造詳細図	雨水等により腐食のおそれのある避雷設備の部分				
	日本工業規格A4201 - 1992又は日本工業規格A4201 - 2003の別				
	受雷部システム及び引下げ導線の位置及び構造				
接地極の位置及び構造					
避雷設備の使用材料表	腐食しにくい材料を用い、又は有効な腐食防止のための措置を講じた避雷設備の部分				
法第34条	第1項	各階平面図	昇降機の昇降路の周壁及び開口部の位置		
		昇降機の構造詳細図	昇降機の昇降路の周壁及び開口部の構造		
	第2項	確認申請書	建築物の高さ等		
		各階平面図	非常用の昇降機の位置		
		二面以上の断面図	建築物の各部分の高さ		
		地盤面算出表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ		
令第129条の13の2第3号に係る認定書の写し					
法第35条	確認申請書	用途			
		階数			
		各室の床面積			
	各階平面図	令第116条の2第1項に規定する窓その他の開口部の面積			
		令第116条の2第1項第2号に規定する窓その他の開口部の開放できる部分の面積			
	床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式			
	消火設備の構造詳細図	消火栓、スプリンクラー、貯水槽その他の消火設備の構造			
令第5章第2節	排煙設備の構造詳細図	令第123条第3項第1号に規定する排煙設備の構造方法			
確認申請書	主要用途				
	建築物の高さ等				
	配置図	敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別			
		土地の高低及び建築物の各部分の高さ			
	排煙の方法及び火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分				
	令第116条の2第1項第2号に該当する窓その他の開口部の位置				
	防火区画及び令第126条の2第1項に規定する防煙壁による区画の位置				
排煙口の位置					
排煙風道の配置					

令第5章第3節	各階平面図	排煙口に設ける手動開放装置の使用方法を表示する位置		
		排煙口の開口面積又は排煙機の位置		
		法第34条第2項に規定する建築物又は各構えの床面積が1000平方メートルを超える地下街に設ける排煙設備の制御及び作動状態の監視を行うことができる中央管理室の位置		
		予備電源の位置		
		不燃性ガス消火設備又は粉末消火設備の位置		
		給気口を設けた付室（以下「給気室」という。）及び直通階段の位置		
		給気口から給気室に通ずる建築物の部分に設ける開口部（排煙口を除く。）に設ける戸の構造		
	床面積求積図	防火区画及び令第126条の2第1項に規定する防煙壁による区画の面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式		
	二面以上の断面図	建築物の高さ等		
		排煙口に設ける手動開放装置の位置		
排煙口及び当該排煙口に係る防煙区画部分に設けられた防煙壁の位置				
給気口の位置				
地盤面算出表	給気口の開口面積及び給気室の開口部の開口面積			
	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ			
使用建築材料表	地盤面を算出するための算式			
	建築物の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げに用いる建築材料の種別			
排煙設備の構造詳細図	排煙口の構造			
	排煙口に設ける手動開放装置の使用方法			
	排煙風道の構造			
	排煙設備の電気配線に用いる配線の種別			
排煙機の空気を排出する能力を算定した際の計算書	給気室の構造			
	排煙機の空気を排出する能力及びその算定方法			
排煙設備の使用材料表	排煙設備の給気口の風道に用いる材料の種別			
令第5章第4節	確認申請書	主要用途		
		延べ面積		
	各階平面図	照明器具の配置		
		予備電源の位置		
	地盤面算出表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ		
地盤面を算出するための算式				
非常用の照明装置の構造詳細図	照明器具の構造			
令第126条の5第2号に係る認定書の写し				
令第5章第6節	確認申請書	延べ面積		
		構造		
	配置図	敷地内における通路の幅員		
	各階平面図	防火設備の位置		
		歩行距離		
		渡り廊下の位置及び幅員		
		地下道の位置及び幅員		
	床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式		
	二面以上の断面図	渡り廊下の高さ		
	使用建築材料表	主要構造部の材料の種別及び厚さ		
	室内仕上げ表	令第128条の3に規定する部分の仕上げ及び下地の材料の種別及び厚さ		
	非常用の照明装置の構造詳細図	照度		
		照明設備の構造		
照明器具の位置及び材料の種別				
非常用の排煙設備の構造詳細図	地下道の床面積			
	垂れ壁の材料の種別			
	排煙設備の構造、配置及び材料の種別			
	排煙口の手動開放装置の構造及び位置			
地下道の床面積求積図	排煙機の能力			
	床面積の求積に必要な地下道の各部分の寸法及び算式			
非常用の排水設備の構造詳細図	排水設備の構造及び材料の種別			
	排水設備の能力			

令第129条の2 の4第2号	構造詳細図	昇降機以外の建築設備の構造方法				
	令第28条から第31条まで、第33条及び第34条	配置図	くみ取便所の便槽及び井戸の位置			
		便所の構造詳細図	各階平面図	便所に設ける採光及び換気のため直接外気に接する窓の位置又は当該窓に代わる設備の位置及び構造		
			便所に接するくみ取便所の部分			
			便槽の構造			
			便器及び小便器から便槽までの污水管の構造			
			水洗便所以外の大便所に設ける窓その他換気のための開口部の構造			
			便槽の種類及び構造			
			改良便槽の貯留槽に設ける掃除するための穴の位置及び構造			
			くみ取便所に講じる防水モルタル塗その他これに類する防水の措置			
		くみ取便所のくみ取口の位置及び構造				
	便所の断面図	改良便槽の貯留槽の構造 汚水の温度の低下を防止するための措置				
	便所の使用材料表	便器及び小便器から便槽までの污水管に用いる材料の種類				
		耐水材料で造り、防水モルタル塗その他これに類する有効な防水の措置を講じる便槽の部分				
井戸の断面図	令第34条ただし書きの適用に係る井戸の構造					
井戸の使用材料表	令第34条ただし書きの適用に係る井戸の不浸透質で造られている部分					
令第29条に係る認定書の写し						
令第30条第1項に係る認定書の写し						
令第129条の2 の5	確認申請書	階数				
		地階及び3階以上の階の用途				
	配置図	建築物の外部の給水タンク等の位置				
		配管設備の種類及び配置				
		給水タンク及び貯水タンク（以下「給水タンク等」という。）並びにくみ取便所の便槽、浄化槽、排水管（給水タンク等の水抜管又はオーバーフロー管に接続する管を除く。）、ガソリタンクその他衛生上有害な物の貯留槽又は処理に供する施設までの水平距離（給水タンク等の底が地盤面下にある場合に限る。）				
		配管設備の種類及び配置				
	各階平面図	給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の位置及び構造				
		給水タンク等の位置及び構造				
		建築物の内部、屋上又は最下階の床下に設ける給水タンク等の周辺の状況				
	床面積求積図	ガス栓及びガス漏れ警報設備の位置				
		床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算定式				
	二面以上の断面図	給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の構造				
		給水タンク等の位置及び構造				
		建築物の内部、屋上又は最下階の床下に設ける給水タンク等の周辺の状況				
配管設備の構造詳細図	ガス栓及びガス漏れ警報設備の位置					
	配管設備の構造					
	腐食するおそれのある部分及び当該部分の材料に応じ腐食防止のために講じた措置					
	圧力タンク及び給湯設備の安全装置の構造					
	水槽、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開口部の構造					
	給水管の凍結による破壊のおそれのある部分及び当該部分に講じた防凍のための措置					
	金属製の給水タンク及び貯水タンクに講じたさび止めのための措置					
	排水のための配管設備の容量及びその算定方法並びに傾斜					
	配管設備に講じた排水トラップ、通気管等の設置等の措置					
	配管設備の覆いの有無					
	飲料水の配管設備に設ける活性炭等の濾材その他これに類するものを内蔵した装置の位置及び構造					
	給水管に講じたウォーターハンマー防止のための措置					
	給水タンク等に設けるマンホールの位置及び構造					
	給水タンク等（圧力タンクを除く。）に設けるオーバーフロー管の位置及び構造					

法第36条	令第129条の2の6		オーバーフロー管から水が逆流するおそれがある場所に設置する給水タンク等の場合は、浸水を容易に覚知することができるよう講じた措置		
			給水タンク等（圧力タンクを除く。）の設ける通気のための装置の位置及び構造又は給水タンク等（圧力タンクを除く。）の容量		
			排水槽（排水を一時的に滞留させるための槽をいう。）の構造		
			排水トラップ及び阻集器の位置及び構造		
			ガス栓及びガス漏れ警報設備の構造		
		配管設備の系統図	配管設備の種類、配置及び構造		
			配管設備の末端の連結先		
			給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の位置		
			給水管の止水弁の位置		
			排水トラップ、阻集器及び通気管の位置		
	配管設備の使用材料表	配管設備に用いる材料の種別			
	風道の構造詳細図	風道の構造			
		防火設備及び特定防火設備の位置			
		令第129条の2の5第1項第3号ただし書に係る認定書の写し			
		令第129条の2の5第1項第7号八に係る認定書の写し			
		令第129条の2の5第2項第3号に係る認定書の写し			
	令第129条の2の7	各階平面図	給気口又は給気機の位置		
			排気口若しくは排気機又は排気筒の位置		
		二面以上の断面図	給気口又は給気機の位置		
			排気口若しくは排気機又は排気筒の位置		
換気設備の構造詳細図		排気筒の立上り部分及び頂部の構造			
	給気機の外気取り入れ口、給気口及び排気口並びに排気筒の頂部に設ける雨水又はねずみ、虫、ほこりその他衛生上有害なものを防ぐための設備の構造				
	直接外気に開放された給気口又は排気口に設ける換気扇の構造				
	中央管理方式の空気調和設備の空気浄化装置に設ける濾過材、フィルターその他これらに類するものの構造				
	換気設備の使用材料表	風道に用いる材料の種別			
令第129条の2の7	確認申請書	階数			
	各階平面図	冷却塔設備から建築物の他の部分までの距離			
	二面以上の断面図	冷却塔設備から建築物の他の部分までの距離			
	冷却塔設備の仕様書	冷却塔設備の容量			
	冷却塔設備の使用材料表	冷却塔設備の主要な部分に用いる材料の種別			
	令第129条の2の7第3号に係る認定書の写し				
令第129条の3第1項第1号及び第2項第1号並びに第129条の4から第129条の11	各階平面図	エレベーターの機械室に設ける換気上有効な開口部又は換気設備の位置			
		エレベーターの機械室の出入口の構造			
		エレベーターの機械室に通ずる階段の構造			
		エレベーター昇降路の壁又は囲いの全部又は一部を有さない部分の構造			
	床面積求積図	エレベーターの機械室の床面積及び昇降路の水平投影面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式			
	エレベーターの仕様書	乗用エレベーター及び寝台用エレベーターである場合にあつては、エレベーターの用途及び積載量並びに最大定員			
		昇降行程			
		エレベーターのかごの定格速度			
	エレベーターの構造詳細図	エレベーターのかごの構造			
		エレベーターのかご及び昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸の位置及び構造			
		非常の場合においてかご内の人を安全にかご外に救出することができる開口部の位置及び構造			
エレベーターの駆動装置及び制御器の位置及び取付方法					
エレベーターの制御器の構造					
	エレベーターの安全装置の位置及び構造				
	乗用エレベーター及び寝台用エレベーターである場合にあつては、エレベーターの用途及び積載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置				
エレベーターのかご、昇降路及び機械室の断面図	乗用エレベーター及び寝台用エレベーターである場合にあつては、出入口の床先とかごの床先との水平距離及びかごの床先と昇降路の壁との水平距離				
	エレベーターの昇降路内の突出物の種別、位置及び構造				

		エレベーターの機械室の床面から天井又ははりの下端までの垂直距離		
		エレベーターの機械室に通ずる階段の構造		
	エレベーターの使用材料表	エレベーターのかご及び昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸（構造上軽微な部分を除く。）に用いる材料の種別		
		エレベーターの機械室の出入口に用いる材料		
		令第129条の4第1項第3号に係る認定書の写し		
		令第129条の8第2項に係る認定書の写し		
		令第129条の10第2項に係る認定書の写し		
令第129条の3第1項第2号及び第2項第2号並びに第129条の12	エスカレーターの仕様書	エスカレーターの勾配及び揚程 エスカレーターの階段の定格速度		
	エスカレーターの構造詳細図	通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにするための措置		
		エスカレーターの制動装置の構造		
		昇降口において階段の昇降を停止させることができる装置の構造 エスカレーターの階段の構造		
	エスカレーターの断面図	エスカレーターの階段の両側に設ける手すりの構造 エスカレーターの階段の幅及び階段の端から当該階段の側の側にある手すりの上端部び中心までの水平距離		
		令第129条の12第2項において準用する令第129条の4第1項第3号に係る認定書の写し 令第129条の12第5項に係る認定書の写し		
令第129条の3第1項第3号及び第2項第3号並びに第129条の13	各階平面図	小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸の位置		
	小荷物専用昇降機の構造詳細図	小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸の構造		
		小荷物専用昇降機の安全装置の位置及び構造		
小荷物専用昇降機の使用材料表	小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸に用いる材料の種別			
令第129条の13の2及び第129条の13の3	各階平面図	非常用エレベーターの配置		
		高さ31メートルを超える建築物の部分の階の用途		
		非常用エレベーターの乗降ロビーの位置		
		バルコニー又は外気に向かつて開くことができる窓若しくは排煙設備の位置		
		非常用の乗降ロビーの出入口（特別避難階段の階段室に通ずる出入口及び昇降路の出入口を除く。）に設ける特定防火設備		
		非常用エレベーターの乗降ロビーの床及び壁（窓若しくは排煙設備又は出入口を除く。）の構造		
		予備電源を有する照明設備の位置		
		屋内消火栓、連結送水管の放水口、非常コンセント設備等の消火設備を設置できる非常用エレベーターの乗降ロビーの部分		
		非常用エレベーターの積載量及び最大定員		
		非常用エレベーターである旨、避難階における避難経路その他避難上必要な事項を明示した標識を掲示する位置		
		非常用エレベーターを非常の用に供している場合においてその旨を明示することができる表示灯その他これに類するものの位置		
		非常用エレベーターの昇降路の床及び壁（乗降ロビーに通ずる出入口及び機械室に通ずる鋼索、電線その他のものの周囲を除く。）の構造		
		避難階における非常用エレベーターの昇降路の出入口又は令第129条の13の3第3項に規定する構造の乗降ロビーの出入口から屋外への出口（道又は道に通ずる幅員4メートル以上の通路、空地その他これらに類するものに接しているものに限る。）の位置		
		避難階における非常用エレベーターの昇降路の出入口又は令第129条の13の3第3項に規定する構造の乗降ロビーの出入口から屋外への出口（道又は道に通ずる幅員4メートル以上の通路、空地その他これらに類するものに接しているものに限る。）の一に至る歩行距離		
床面積積積図	非常用エレベーターの乗降ロビーの床面積の積積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式			
二面以上の断面図	建築物の高さが31メートルとなる位置			
エレベーターの仕様書	非常用エレベーターのかごの積載量			
エレベーターの構造詳細図	非常用エレベーターのかご及びその出入口の寸法			
	非常用エレベーターのかごを呼び戻す装置の位置			
	非常用エレベーターのかご内と中央管理室とを連絡する電話装置の位置			

		非常用エレベーターのかごの戸を開いたままかごを昇降させること ができる装置及び予備電源の位置	
		非常用エレベーターの予備電源の位置	
	排煙設備の構造詳細図	令第129条の13の3第3項第2号に規定する排煙設備の構造方法	
	エレベーターの使用材料表	非常用エレベーターの乗降口ピエの室内に面する部分の仕上げ及び 下地に用いる材料の種別	
	令第129条の15	令第129条の15第1号に係る認定書の写し	
法第37条	使用建築材料表	建築物の基礎、主要構造部及び令第144条の3に規定する部分に使用 する指定建築材料の種別	
		指定建築材料を使用する部分	
		使用する指定建築材料の品質が適合する日本工業規格又は日本農林 規格及び当該規格に適合することを証する事項	
		日本工業規格又は日本農林規格の規格に適合することを証明する事 項	
	使用する指定建築材料が国土交通大臣の認定を受けたものである場 合は認定番号		
	法第37条第2号に係る認定書の写し		
工事監理の状況			
(備考)			
(注意事項)			
<p>1. この様式による書類については、(い)欄に掲げる建築基準関係規定が、検査を行った建築物に適用されない場合は、当該規定に係る欄を省略した様式により作成することができます。</p> <p>2. 検査を行った建築物の工事が(ろ)欄に掲げる図書のとおり実施されていることを確かめたときは、(い)欄に掲げる建築基準関係規定ごとに、(は)欄の該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。この場合において、目視又は簡易な計測機器等による測定を行ったときは、「目視検査」の欄のチェックボックスに、建築物の部分の動作確認を行ったときは、「動作確認」の欄のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れてください。</p> <p>3. 確認審査を行った建築物が法第39条、法第40条、法第43条第2項、法第43条の2、法第49条から法第50条まで、法第68条の2第2第1項若しくは法第68条の9第1項の規定に基づく条例（法第87条第2項又は第3項においてこれらの規定に基づく条例の規定を準用する場合を含む。）又は法第68条の9第3項の規定に基づく条例の規定の適用を受ける場合は、当該条例の名称及び適用を受ける規定を備考欄又は別紙に記載して添えてください。</p> <p>4. 施行規則別記第19号様式による申請書の第四面に記載された工事監理の状況、施行規則第4条の4の2において準用する施行規則第4条第1項第2号及び第3号に規定する写真並びに施行規則第4条の4の2において準用する施行規則第4条第1項第7号の書類による検査を行ったときは、「工事監理の状況」の欄のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。</p> <p>5. (は)欄の記載では書き表せない事項で特に報告すべき事項は、備考欄又は別紙に記載して添えてください。</p>			